

## 軽米町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 物価高騰に伴う光熱費等エネルギー価格の上昇による経済的な影響を特に受けている法人及び個人の事業者等を支援するため、予算の範囲内で軽米町補助金交付規則（昭和44年輕米町規則第20号）及びこの要綱に定めるところにより支援金を交付する。

### (交付対象者)

第2条 交付対象者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 申請日において、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者（ただし、農林畜産業者を除く。）であり、町内に住所のある個人事業者又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、町内に本店を有する公益法人等、協同組合等又は普通法人に該当する者であること。
- (2) 令和7年1月から12月までの任意の月における光熱費及び燃料費の合計額が令和6年の同月における光熱費及び燃料費の合計額と比較して、1万円以上増加していること。
- (3) 令和8年度以降も事業を継続する意思のあること。
- (4) 過去に国、都道府県、市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- (5) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続を行っている者ではないこと。
- (8) 軽米町暴力団排除条例（平成27年輕米町条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 町税の滞納がないこと。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、1事業者あたり5万円を上限と定め、令和7年の任意の月における光熱費及び燃料費の合計額から令和6年の同月における光熱費及び燃料費を差し引いた額の2分の1の額とし、その額に千円未満の端数が生

じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 支援金の申請は、1事業者につき、1回限りとする。なお、複数の店舗及び事業等を経営している場合などは重複支給しないものとする。

3 国、県及び町の他の物価高騰対策事業のうちエネルギー価格高騰対策に関する事業（軽米町農業者等物価高騰対策緊急支援金等）の支援金、交付金及び補助金と重複支給しないものとする。

（申請方法）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める書類を令和8年5月29日までに町長へ提出しなければならない。

① 軽米町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

② 支援金額計算書（様式第2号）

③ 履歴事項全部証明書及び直近の法人事業概況説明書（法人）

④ 直近の所得税申告書又は町民税申告書（個人）

⑤ 振込口座確認書類（表紙及び見開き面またはネット口座印刷画面等）

⑥ 支出伝票等（第3条第1項の光熱費及び燃料費の支払状況が確認できる書類）

⑦ その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第5条 町長は、支援金交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、支援金を交付するものと決定したときは、軽米町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、支援金を交付しないものと決定したときは、軽米町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（支援金の取消等）

第6条 申請者は、申請書の記載等に虚偽が判明した場合、支援金額確定の取消、支援金の返還等に応じなければならない。

（指示事項の遵守）

第7条 申請者は、町長から報告、立会検査等の求めがあった場合、これに応じなければならない。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。